

経済振興委員会報告資料

志賀島・北崎地区における
海辺の観光周遊コース形成に向けた
立ち寄りスポットの検討について

令和4年2月
経済観光文化局

■ 志賀島・北崎地区における海辺の観光周遊コース形成に向けた立ち寄りスポットの検討について

1 志賀島・北崎地区における観光振興の方向性について

■ 観光・MICE推進プログラム

- 「観光・MICE推進プログラム」において、2020年度から2022年度までの3年間に実施する取組みの方向性を位置づけ（令和元年12月議会任意報告、令和2年4月施行）。
- 取組みの方向性の一つとして、「**地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進**」を掲げ、主な取組みとして「**自然など地域資源を活かした観光振興**」を位置づけ。

（観光・MICE推進プログラム「自然など地域資源を活かした観光振興」抜粋）

- ・豊かな自然を有する**農山漁村地域**において、地域の魅力を観光資源として磨き上げ、サイクルツーリズムやグリーンツーリズムなど、**自然環境を活かした持続可能な観光振興**に取り組む。
- ・**海辺の観光周遊コースの形成**に向けて、写真を撮りたくなる海辺の魅力づくりや、立ち寄りスポットづくりなど、ソフト・ハード面から、**海辺の観光の魅力向上やブランディング**に取り組む。

具体的な取組み

<海辺を活かした観光振興（Fukuoka East&West Coast）> 令和2年度から事業開始

⇒ 豊かな自然環境を有する農山漁村地域の志賀島・北崎地区において、海辺の観光周遊コースの形成に向け、写真を撮りたくなる海辺の魅力づくりなど、ソフト・ハード面から取り組む。



■ 主な取組み

- ・地域資源の磨き上げによる滞在コンテンツの造成
- ・豊かな自然環境と調和した道づくり（歩道の美装化、無電柱化）
- ・サイクルを活用した回遊促進と受入環境の整備
- ・エリアの周遊促進に資する立ち寄りスポットの検討

2 志賀島・北崎地区における立ち寄りスポットの検討状況

- 地域主体のまちづくりと連携した、**観光と自然環境の調和した持続可能な観光振興により地域の振興・活性化を図るため、地域課題の解決やエリアの周遊促進に資する立ち寄りスポット形成**について検討。
- 検討にあたっては、地域と連携を図りながら、検討場所や導入機能、事業手法等から、事業の方向性について検討。

（1）志賀島地区について

- サイクルツーリズムの推進により来訪者は増加。
- 地域から、地域全体での消費拡大や観光・イベント案内、休憩等来訪者の受入環境の整備が必要とのご意見をいただいている。

- 持続可能な観光振興を図るため、サイクルツーリズムの推進に向けた交通手段の乗り換えや情報発信、休憩機能を含むエリアの周遊を促進する立ち寄りスポットについて検討。
- 渡船場やバス停に近接し、エリアの周遊の起点に効果的な志賀島入り口部の下記検討予定エリアにおいて地域と連携し実現可能性を検討。



周遊のイメージ



検討予定エリア

(2) 北崎地区について

- 魅力的な海辺空間を有しており、二見ヶ浦エリアを中心に多くの観光客が来訪している。
- 地域からは、二見ヶ浦エリアにおける観光シーズン等の来訪者集中による交通混雑やその周辺地域での消費拡大、良好な自然環境の維持等が課題とのご意見をいただいている。
- 土地利用規制緩和制度の創設等により、民間事業者による地域活性化機運が高まっている。

- 持続可能な観光振興を図るため、交通混雑の緩和に資する交通手段の乗り換えや情報発信、休憩機能を含むエリアの周遊を促進する立ち寄りスポットについて検討。
- 多くの観光客が来訪する二見ヶ浦エリアが周遊の起点に効果的であるため、エリアの東の入口に位置する下記エリア（市有地）において、地域と連携し検討。



周遊のイメージ



検討予定エリア（市有地）

所在地	西区大字西浦字長崎311番外
面積	約5,300㎡
主な規制	市街化調整区域 建ぺい率:40%容積率:50% 自然公園法 建ぺい率:20%容積率:40%

市有地の概要

3 今後の進め方

- 志賀島地区については、島入り口部を検討予定エリアとし、地域や関係者と詳細な場所を検討し、活用方法（機能、規模等）について連携して実現可能性を検討する。
- 北崎地区については、市有地の詳細な造成方法や活用方法（機能、規模等）について、地域や関係者と連携して検討する。
- 実現可能性の検討にあたっては、海辺空間の更なる魅力向上、地域活性化の観点から民間活力の導入を含めた事業手法を検討し、立ち寄りスポットの方向性（案）を策定する。

